

加 監 公 表 第 2 号

令 和 3 年 1 月 1 2 日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 大塚 隆史

加古川市監査委員 織田 正樹

加古川市監査委員 山本 一郎

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求  
(令和2年11月16日付け受理) について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 1 請求人

(住所・氏名 省略)

## 2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年11月16日付けで受理した。

なお、令和2年11月26日に請求人から補正書の提出があった。

また、令和2年12月7日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

## 3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

加古川市（以下「市」という。）は、平成31年4月1日、加古川市保健衛生協議会（以下「協議会」という。）との間で、契約期間を平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする、ごみ分別指導業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第100条には「契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」とあるが、協議会から本件委託契約に係る委託料（以下「本件委託料」という。）がごみ分別指導等業務委託金として、どこか（単位町内会と思われる）に支払われていることから、同条に違反した再委託と思われる。なお、担当である環境第1課とのやり取りから、同課が再委託のことを承知しているとは思われず、協議会が勝手に再委託した可能性が高いと思われる。さらに、本件委託料が申請主義で支払われていることから、実態数と異なる金額の支払の可能性もある。協議会として実績報告を添付しているが、個別の町内会へ再委託されていることから、個別の町内会が行った実績報告を提出すべきところ、協議会が、会員としての町内会がしたこととして、虚偽の実績報告を提出しているのは問題である。再委託については、令和2年3月31日付けの実績報告の収支決算（協議会運営費補助金に係る実績報告書添付の協議会事業収支決算を示していると解し、以下「本件収支決算」という。）にて明らかになった事実であり、契約日から1年の時効が成立してからしか市民が入手する術はないことから、正当な理由とされるべきと思われる。

また、協議会が本件委託契約の受注者とするならば、営利事業遂行者としての決算報告書等の税務申告行為は必須であり、市はその点を確認の上、契約を結ぶべきである。

本件委託契約書第2条に記載の委託業務について、同条第1号に「ごみ分別収集計画の周知徹底に関すること。」と記載されているが、ごみ分別収集日程表や粗大ごみの有料化、剪定ごみ回収等のお知らせは、市が制作・配布し、町内会でのごみに関する回覧は、協議会としてではなく別組織の町内会としての回覧である。また、有料ごみが燃やさないごみの日に出されていても市が収集するという実態があるなど、ごみの分別指導の徹底がされていない。

さらに、同条第2号に「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」と記載されているが、協議会に委託しているのに、本件委託契約と関係のない第三者に履行を求めるのは間違っている。また、ごみ集積場（ごみステーション）利用の非町内会員に対して、市は無償での環境保持を強制し、ごみ集積場に係る費用負担を支払うよう強迫・強制・強要している。本件委託契約により、市は、町内会長にごみ集積場は町内会の所有物であると勘違いさせているのが現状であり、非町内会員のごみ集積場の利用については、町内会と話し合うよう求める。しかし、町内会非加入世帯は、町内会の敵とみなされ、建設的な話し合いができるはずがないのに求めるのは、町内会非加入世帯への市によるいじめとも思われる。また、このことについて市に協議会への指導を求めても、無視した上で、指導できる立場にないと曖昧な対応で市民への説明責任を果たしていない。家庭から出る一般廃棄物は、行政に収集・処分の義務があるが、収集してもらうためのごみ集積場の利用を町内会に限定している。また、町内会長が希望した場合は、道路をごみ集積場として認めている。これらは、町内会長の利権を守ることを優先していると思われる。その他、契約をせずに、ごみステーションの維持管理を町内会にお願いしているが、非町内会員には、ごみステーションの維持管理を強要しており、ごみステーションの修繕に関しても義務のように求めている。

協議会は、本件委託契約に係る業務を勝手に再委託している可能性も高いことや、収益事業をしながら税金を払っていない脱税行為をしていると思われる。さらに、町内会が会員となっているが、個人情報保護を規約等に追記していないことから、不適当な組織である。このような組織に、市は令和元年度分の協議会運営費補助金（以下「本件補助金」という。）を支払っているが、（使途事業は）小学生の社会見学・遠足に利用さ

れる工場見学が目立つなど、協議会は何の活動もせず、実績報告書も虚偽である。

協議会規約と加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号）に記載していることを根拠とし、市庁舎内に協議会の事務局を置き、市職員が協議会の事務を行っているが、協議会は、自らの利益のために活動する市民団体であることから、適切とは思えない。民間の任意団体が勝手に規約に記載したら、市庁舎内に事務局を設置でき、市職員が事務を行うという考えは理解できない。利益追求の市民団体の事務局を市庁舎内に置き、市職員が事務をすることを加古川市事務分掌規則に記載したこと自体に問題がある。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件委託契約の廃止
- ・ 協議会事務局の廃止
- ・ 本件委託契約に係る契約金の返還
- ・ 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金の請求
- ・ 本件補助金の返還
- ・ 協議会事務局職員手当の返還

#### 4 監査の実施

##### (1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

##### ① 本件委託契約の締結について

市が本件委託契約を随意契約したことは違法又は不当であるか。

##### ② 本件委託契約に基づく市から協議会への本件委託料の支出について

市が協議会へ本件委託料を支出したことは、違法又は不当であるか。

##### ③ 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金について

本件委託料の支出が違法又は不当であるとして、市が協議会に対し損害賠償を求めることは妥当であるか。

##### ④ 本件補助金の支出について

市が協議会に本件補助金を支出したことは、違法又は不当であるか。

⑤ 事務局職員手当等について

市庁舎内において市職員が協議会の事務局業務に従事したこと及び同業務に従事した市職員に市が給与等（令和元年度分）を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

環境部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和2年12月14日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

環境部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和2年12月14日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等はおりのとおりである。

協議会は、市内の町内会（令和元年10月1日現在 321町内会等）を会員とし、賛助会員として加古川市連合婦人会が加入する、住民自らの手による公衆衛生事業を通じて健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図ることを目的に活動する団体である。加古川市環境衛生推進協議会として昭和28年4月1日に設立され、昭和47年に現行の名称に改称、現在に至っている。協議会は、市政運営、とりわけ環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、長年にわたり市と一体となって、地域環境の整備、保健衛生の推進を図っている必要不可欠なパートナーである。

① 本件委託契約について

本件委託契約は、ごみの減量及び資源化の促進を図るとともに、清潔な生活環境を確保し美しい町づくりを推進することを目的とし、協議会が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当する場合として随意契約している。市内に約3,700か所あるごみ集積場全ての環境保持及び分別

指導等を実施するためには、町内会を会員として構成し、保健衛生の推進を図ることを目的に設立された協議会に業務委託することは、業務執行の合理性や効率性の観点からも妥当であると考え。契約の履行については、本件委託契約書第7条に基づき、協議会から市長宛てに「ごみ分別指導業務実績報告書」が提出されており、審査により契約内容の業務遂行は適正に履行されていると判断している。また、個々の会員としての立場から町内会より協議会へ実績報告があり、発注者の立場から必要に応じて内容確認を行っている。なお、協議会規約第6条で、市内の町内会は協議会の会員として規定されており、会員としての町内会が業務を行うことを前提として契約を締結していることから、ごみ分別指導等業務委託金が協議会から町内会に支払われていることは再委託には当たらない。

② 本件補助金について

本件補助金については、協議会は、会員である町内会の会費により運営するべく自主財源の確保に取り組まれているが、広く市民の福祉の向上と利益の増進に寄与し、市が関与する妥当性があることから、加古川市保健衛生協議会運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、その運営費の一部を補助しているものである。補助金の交付にあたっては、要綱第3条に規定する交付申請時において、事業計画書及び収入支出予算書の提出を求め、市で審査を行い、交付決定を行っている。また、協議会が計画している事業については、総会をはじめとする各種会議及び研修へ市職員が参加するとともに、協議会会長と連絡調整を必要に応じて行うなど、適時適切に確認を行っている。事業年度終了後には、要綱第5条に規定する実績報告を求め、報告書を審査し、事業が適切に実施されていること及び協議会における監査を経て、適正に支出がなされていることを確認している。

③ 協議会事務局の廃止及び協議会事務局職員手当の返還について

協議会の事務局を市庁舎内に置き、市職員が業務を行っていることについては、協議会活動が環境行政の推進を担っていること、加古川市事務分掌規則において「加古川市保健衛生協議会との連絡調整」と規定していること、また、協議会規約第2条において「会の事務局は、加古川市環境部環境政策課におく。」と規定していることから、業務委託及び運営補助において人件費等を含む事務費の計上を行わず、事務局を市が担い、人的支援しているものである。市庁舎に事務局を配置して

いることについては、連絡調整業務を市職員が行うにあたって、職務として取り組む必要があることによるものである。なお、市職員が当該事務を職務命令に基づき行っていることについては、協議会業務の全部が公益性・公共性の高いものであり、当該業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有すること、市が環境行政の推進を図る上で人的支援を行うことが必要であること、協議会の業務に営利性が認められないことから、「市がなすべき責を有する職務」として協議会が設立された昭和47年度から継続して職務命令により業務に従事しているところである。なお、事務の範囲としては、各種会議の開催補助、予算・決算・契約・出納事務補助など、協議会運営の事務補助全般となっており、その意思決定は全て協議会会長により執り行われている。

#### 5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤 田 隆 司  
加古川市監査委員 大 塚 隆 史  
加古川市監査委員 織 田 正 樹  
加古川市監査委員 山 本 一 郎

#### 6 監査の結果

(結 論)

本請求の監査対象とした事項（4 監査の実施 （1）監査の対象）中、①、②、③及び④については却下する。同事項中⑤については棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

##### (1) 本件委託契約の締結について

請求人は、本件委託契約を随意契約したことについて違法又は不当であると主張している。

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は当該普通地方公共団体の職員による、違

法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。また、同条第2項では住民監査請求の要件として「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

最高裁平成14年9月12日判決によれば、「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、『正当な理由』があるときは、例外として、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。」とされている。

本件委託契約の締結に当てはめてみると、同条第2項でいう「当該行為のあつた日」とは、平成31年4月1日であり、本請求があつた令和2年11月16日時点では同項に定める1年を経過している。

請求人は、再委託が令和2年3月31日付けの本件収支決算にて明らかになった事実であり、契約日から1年を経過するまでに入手する術はないため、「正当な理由」



があると主張する。しかしながら、再委託の有無は財務会計上の行為である本件委託契約の締結には影響しない。したがって、同項ただし書の規定による「正当な理由」とは認められない。

よって、本件委託契約行為については住民監査請求の請求期間の要件を満たしていないものと判断する。

## (2) 本件委託料の支出について

請求人は、本件委託契約に係る契約金すなわち本件委託料の返還を求めている。

本件委託料については、本件委託契約書第4条で「発注者は、前条の委託料を受注者の請求により、支払うものとする。」とあり、支払日を調査したところ令和元年7月16日に15,356,960円が前金払の方法により支出されていた。

本請求の場合、法第242条第2項でいう「当該行為のあつた日」とは、本件委託料を支出した日、すなわち令和元年7月16日であり、本請求があつた令和2年1月16日時点では同項に定める1年を経過している。

請求人は、再委託が令和2年3月31日付けの本件収支決算にて明らかになった事実であり、契約日から1年を経過するまでに入手する術はないため、「正当な理由」と主張する。しかしながら、本件収支決算が添付されている本件補助金実績報告書は令和2年3月31日付けで協議会から市長宛てに提出されたものであり、本件委託料の支払日から1年を経過する令和2年7月16日までには住民監査請求をすることができたのであるから、同項ただし書の規定による「正当な理由」とは認められない。

よって、本件委託料の支出については住民監査請求の請求期間の要件を満たしていないものと判断する。

## (3) 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金について

請求人が主張する違約金とは、契約不履行を原因とする契約解除に係る損害賠償金と同一のものを意味すると解し、以下のとおり判断する。

法第242条第1項に規定する「怠る事実」については、怠る事実が継続する限りいつでも監査請求ができるとして、原則として1年という監査請求期間の制限に服し

ないとされている（このような怠る事実を「真正怠る事実」という。）。

一方、普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして同項の規定による住民監査請求があった場合に、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているもの（このような怠る事実を「不真正怠る事実」という。）であるときは、当該監査請求については、怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日判決）。

請求人は、本件委託契約が契約どおりに履行されていないにもかかわらず、本件委託料を支払ったとして、損害賠償金を請求すべきと主張していると解せられることから、当該行為については先に述べたように「不真正怠る事実」として監査請求期間の制限が及ぶことになる。

したがって、令和元年7月16日に支出された本件委託料に係る損害賠償の請求権については、同請求権の発生原因となる当該支出が監査請求期間である1年を経過している。また、(2)の事実の確認及び判断のとおり、本件委託料の支出については、同条第2項ただし書の規定による「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件委託料に係る損害賠償の請求権については住民監査請求の請求期間の要件を満たしていないものと判断する。

#### (4) 本件補助金の支出について

請求人は、市が協議会に支払った本件補助金を返還するよう求めている。

加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）によれば、補助金等交付は、原則として①補助金等を受ける者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金額の確定（第15条）、⑦補助金等の交付（第17条）の手順で行われるところ、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは概算払ができる（第17条第1項ただし書）ものとされ、本件補助金は、市長による補助金額の確定に先立って概算払されたことを確認した。

ところで、概算払は、法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから（法第232条の5第2項）、支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たるものというべきである。そして、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをすることができないものと解するのが相当」（最高裁平成7年2月21日判決）である。

これを、本件補助金の支出に当てはめてみると、市が協議会へ本件補助金を支出したのは令和元年6月17日であり、本請求があった令和2年11月16日時点では法第242条第2項に定める1年を経過している。また、同項ただし書の規定による「正当な理由」があることを証する陳述及び証拠は得られなかった。

よって、本件補助金の支出については住民監査請求の請求期間の要件を満たしていないものと判断する。

#### （5）事務局職員手当等について

請求人は、協議会規約と加古川市事務分掌規則を根拠とし、市庁舎内に協議会の事務局を置き、市職員が協議会の事務を行っていることは適切でないことから、職員の手当の返還を主張している。

協議会は町内会を構成員とし、公共的、公益的団体として活動しており、その業務全てにおいて公益性・公共性が高いものであり、当該業務の全部または一部が市の事務または事業と密接不可分なものであるため、「市がなすべき責を有する職務」として、職務命令により市の職務として従事していることを確認した。

なお、市職員には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定により、職務に専念する義務が課せられている。よって、基本的には市以外の団体（以下「団体」という。）の事務に従事する際には任命権者の承認が必要である。また、市職員を団体の事務に従事させる方法としては、退職又は休職して派遣する場合以外では「職務に専念する義務の免除」（加古川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第44号））による方法と、「職務命令」による方法があるとされている。

そして、東京高裁平成19年3月28日判決によれば、「当該団体の事務がその性

質や内容等に照らし地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるような場合であれば、職員を地方公共団体以外の団体に派遣しその事務に従事させることは違法とならないものというべきである。」とされている。

さらに、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）によれば、一般職員を派遣することができる団体は同法第2条に「…次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。」とされている。また、同法第6条第2項では「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」と定めている。

このような視点で、市職員が協議会の事務局業務に従事し、市が給与等を支出したことが違法又は不当であるかを検討した。関係職員からの聴取によれば、市職員は「職務命令」により協議会の事務局業務に従事している。従事する職務内容は①各種会議の開催補助、②予算に関する事務補助、③決算に関する事務補助、④契約に関する事務補助、⑤出納に関する事務補助など、協議会運営の事務補助全般である。一般に、市と密接な関係にある団体であっても、あくまで別団体であることから、当該団体の全ての事務を市の事務と同一視することはできず、団体固有の事務があると考えられる。したがって、団体の事務のうち市職員が従事する事務の範囲については、一律に判断するのではなく、従事する団体の性質、行政との関係、従事する事務の内容等について、個別具体的に検討する必要がある。その意味で、市職員が従事できる事

務の範囲は、市長の政策的判断等による部分があると考えられる。もちろん、このような裁量権には一定の限界が存在することに留意しなければならない。

そこで、改めて本請求の場合を検討すると、協議会は、協議会規約第4条及び第6条によれば、町内会や賛助会員で組織され、住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図りもって公害のない住みよい市の建設に資することを目的として、昭和28年4月に加古川市環境衛生推進協議会として設立された任意団体であり、極めて公共性の高い団体である。

さらに、協議会は、平成30年3月策定の加古川市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）においても、互いに支援し、連携して取り組む組織体制を構成する団体として、ごみ分別指導、ごみステーションの環境保持など環境、保健衛生に関する全般にわたり地域で活動する保健衛生推進委員を配置し、ごみの減量・資源化及び環境美化の推進に協力しているほか、集団回収の定期的な実施、地区集会所の草刈りや剪定、保健衛生思想の普及と向上など地域の環境保全に尽力している。

このように、協議会は、基本計画推進に必要な組織体制の一角を担っており、市と協働して美しいまちづくりを進める上で必要かつ不可欠なパートナーである。また、協議会の会員である町内会には市内全世帯の9割近くが加入していることや、設置目的、業務内容からみても、住みよいまちづくりを目指した事業を市と一体となって推進する共同事業体的性格を持った団体と考える。

このような状況を総合的に勘案すると、協議会の事務局業務を市の事務として市職員が行うことは、政策的判断として不合理とはいえない。

なお、一般的には、協議会は市とは別団体であることから、協議会固有の事務が存在すると考えられる。したがって、これら協議会固有の事務に市職員が従事する際は、前述のように、派遣や職務に専念する義務の免除等について任命権者による承認を得ておく必要がある。協議会固有の事務としては、名簿作成や総会等開催が考えられるが、協議会の活動等に係る連絡調整などの市の事務と切り離して取り扱うことは困難である。そのため、一部に協議会固有の事務を包含していたとしても、それは職務命令に併せ、職務に専念する義務が包括的かつ黙示的に免除され、全体としては市の事務と解することができる。

以上のことから、協議会の事務局業務は、市の事務と同一視できる程度に高い公共

性、公益性があり、「市がなすべき責を有する職務」として、職務命令により協議会事務局業務に市職員に従事させることは、違法又は不当とはいえない。よって、請求人の主張には理由がないと判断する。

## 7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

### (1) ごみ収集の仕組み、関係者の役割の周知

ごみ（家庭系の一般廃棄物）の収集・処理は市町村の責務である。ただし、収集方法は市町村により異なっており、市はステーション収集方式（一定の地域又は世帯を単位としてステーションを設け、各家庭から排出されるごみを一時的に集積し、収集する方式。）によっている。そして、本件委託契約に基づき、協議会が、このごみステーションの「環境保持」（主としてごみ収集後の清掃などソフト面の業務）を行っている。一方、ごみステーションの維持管理（修繕等のハード面）は原則利用者の責任で行われている。

これらのごみ収集の仕組みや役割分担が一般市民には分かりづらく、不明確なために、町内会に加入していることがごみステーションを利用する条件であるかのような誤った解釈がなされる可能性がある。ごみ収集は、市民生活にとって必要不可欠な基礎的なサービスである。ごみ収集の仕組み、関係者の役割分担を明確にし、市民に分かりやすく周知するなど、このような行政サービスを受ける権利が阻害されることのないよう努められたい。

### (2) 市職員が団体等の事務局業務に従事することについて

市職員が団体等の事務局業務に従事することについては、団体固有の事務はあるとして、職務専念義務の免除など、職員の従事の在り方を整理する自治体も出てきており、市政運営の進め方や、市民への説明責任の観点から職員の従事の在り方は検討すべき課題と認識されたい。